

政令番号245 チオ尿素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県		2.3E+3		2,300.0				2,300.0
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県		2.5E+5		250,000.0		3.5E+4	35,491.2	285,491.2
8	茨城県					3.3E+3	2.5E+4	28,300.0	28,300.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					2.0E+0	7.1E+1	73.0	73.0
12	千葉県					8.0E-1	1.2E+1	13.0	13.0
13	東京都								
14	神奈川県					1.7E+1	1.3E+3	1,341.0	1,341.0
15	新潟県		2.4E+0		2.4		2.0E+3	2,001.0	2,003.4
16	富山県						3.3E+3	3,300.0	3,300.0
17	石川県								
18	福井県	1.1E+0			1.1		1.1E+1	11.0	12.1
19	山梨県								
20	長野県						2.8E+3	2,800.0	2,800.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県		8.0E+0		8.0	4.0E-1	3.1E+3	3,142.7	3,150.7
24	三重県		4.0E+0		4.0		7.5E+2	750.0	754.0
25	滋賀県						3.4E+1	34.0	34.0
26	京都府								
27	大阪府					9.5E+0	6.1E+1	70.6	70.6
28	兵庫県						1.8E+0	1.8	1.8
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						7.5E+2	750.0	750.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県						1.3E+2	130.0	130.0
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県		2.1E+3		2,100.0				2,100.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.1E+0	2.5E+5		254,415.5	3.3E+3	7.5E+4	78,209.3	332,624.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。